年金

[問合先]
岐阜南社会保険事務所
☎273・6161

国民年金保険料の領収証書は大切に保管しましょう

国民年金の第１号被保険者のかた（保険料全額免除制度・学生納付特例制度を承認されているかたは除く）は、毎月・１年前納・半年前納などの方法で国民年金保険料を納めていただくと、領収証書が交付されます。

この領収証書は所得税の確定申告をするときなど、保険料を確認するために必要な場合がありますので、大切に保管してください。
（注意：領収証書は再交付されません）

１．口座振替で納めているかた
口座から引き落とされた翌月に「国民年金保険料領収済額通知書」が交付されます。

２．金融機関などで納めているかた
保険料を納めていただくと「納付書・領収（納付受託）証書」が交付されます。

年末の交通安全県民運動

１２月１１日（木）～２０日（土）

～無事故で年末　笑顔で年始～

運動の重点

①地域ぐるみで高齢者の交通事故を防止する

・車を運転するかたは、高齢者を見かけたら徐行するなど「思いやりのある運転」を心がけましょう。
・夜間の外出には、明るい服装で反射材を身に付けましょう。

②飲酒運転を追放する

・飲酒運転追放三ない運動
「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、飲ませない」を地域ぐるみで推進しましょう。

③チャイルドシートの使用で子どもの安全を守る

・幼児を同乗させるときは、子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

消防署

いざというときあなたは大丈夫ですか？

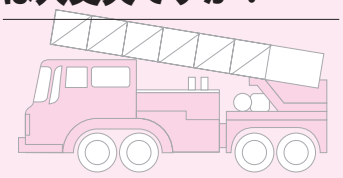

皆さんはこんな場面に自分が遭遇したらどうしますか？　自分の親・兄弟・恋人が意識をなくして倒れた。自分の運転している車が事故に遭い、一緒に乗っていた人もしくは相手の人がたくさんの血を流している。自分の子どもがひきつけをおこした。熱湯をかぶってやけどをした。

きっと救急車を慌てて呼ぶでしょう。しかし、救急車が来るまで皆さんにできることはないのでしょうか？

例えば、やけどをしてしまったとき。水をかけて患部を冷やすことができます。心臓と呼吸が止まっている人には人工呼吸と心臓マッサージができます。しかし、これらの処置も間違った方法では意味がなくなってしまいます。

そこで羽島郡でも今年度から二カ月に一度、『日曜普通救命講習』を実施しています。この講習では
①病気・けがの応急手当法
②心肺蘇生法
などを分かりやすく説明します。

一般住民の応急手当法が浸透しているアメリカでは、小さな子どもの適切な応急処置が父親の命を救ったという例もあります。皆さんも家族や仲間同士で、救命講習に参加されてはいかがでしょうか。

【日曜普通救命講習開催予定日】
十二月十四日（日）
二月八日（日）

※詳しくは、羽島郡広域連合消防本部警防課（☎３８８・１１９８）へおたずねください。